

地域医療構想の実現のための病床再編等の 促進に向けた特別償却制度について

1 趣旨

地域医療構想の実現のため、地域医療構想調整会議において提出・確認された医療機関ごとの医療機関としての役割及び医療機能ごとの病床数に関する具体的対応方針に基づき病床再編等を行った場合の工事により取得又は建設をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備を、特別償却の対象とします。

2 申請手続き

(1) 提出書類

- ① 確認願（様式1）
- ② 開設許可申請等に係る書類一式
- ③ 具体的対応方針
- ④ その他参考となるべき書類

(2) 書類の提出先

茨城県保健医療部医療局医療政策課医療計画グループ

(3) 提出期限

- ・地域医療構想調整会議の開催時期は不定期（年数回程度）であるため毎年の提出期限については、事前に御相談ください。

(4) 地域医療構想調整会議での説明

- ・特別償却を利用するには、地域医療構想調整会議の確認を受ける必要があるため、御提出いただいた書類を、医療機関の所在する圏域を担当する地域医療構想調整会議に提出します。
- ・地域医療構想調整会議での説明は事務局（県）からまとめて行いますが、個別医療機関の具体的対応方針に対する質疑応答や意見が出る可能性があるため、会議には原則として参加をお願いします。

(5) 確認証の交付申請

- ・調整会議等での確認後、納税地を所管する税務署に青色申告する際に必要な確認証の交付申請（様式2）が必要です。